

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その日には発行しない)

鳥取県告示第四百四十七号

昭和四十七年十二月鳥取県告示第千七十三号（ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率に係る等級について）の一部を次のように改正する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

米子カントリークラブ

三級

を

米子カントリークラブ

三級

郡家ゴルフクラブ

三級	三級
----	----

に改める。

鳥取県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◆選管告示

パーキング・メーターアクセス料の収納事務の委託
選挙管理委員会の招集

開発行為に関する工事の完了

土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の工事の完了

争議行為の実施

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十七年十二月鳥取県告示第千七十三号の一部改正

生活保護法による医療機関の指定

目 次

◆告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米本 循環器 内科	鳥取市吉成大曲り井手添 八二〇の一五	昭和五十年五月八日

鳥取県告示第四百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡歯科医院	日野郡日野町根雨四四八	昭和五十年四月一日
米本 循環器 内科	鳥取市吉成大曲り井手添 八二〇の一五	五月八日
小林薬局上井店	倉吉市上井二二三の七	一日
太田歯科医院	鳥取市今町一丁目〇四	二日

鳥取県告示第四百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡歯科医院	日野郡日野町根雨四四八	昭和五十年四月一日
米本 循環器 内科	鳥取市吉成大曲り井手添 八二〇の一五	五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年五月一日	米本 循環器 内科	鳥取市吉成八二〇の五

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第四百五十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、日本交通鳥取地区労働組合執行委員長西村東巳から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 事件
賃金引上げの要求に関する件

二 日時
昭和五十年五月二十六日からこの事件が解決する日まで三 場所
日本交通株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取県）四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百五十三号

昭和五十年二月二十四日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（養郷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十年五月二十一日から二十日間三 縦覧に供する場所
青谷町役場

- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営光徳地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日

鳥取県告示第四百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年五月一日 鳥取県指令受都計第百四十八号

二

開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字土器免

三

開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字北山四八

小林電器株式会社

代表取締役 小林群之助

一 日時

昭和五十年五月二十三日(金) 午前十一時

二 場所

鳥取市東町一丁目一二〇番地 鳥取県庁第二応接室

三 議題

不在者投票管理者をおくことのできる施設の指定について

鳥取県告示第四百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の

規定に基づき、パーキング・メーターア作動手数料の収納事務を財団法人鳥取県交通安全協会に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和五十年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年五月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章